



# 西武新宿線沿線

# まちづくり通信



発行：令和6年3月 杉並区 都市整備部 市街地整備課 鉄道立体係

## 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）

## 連続立体交差事業等の事業認可を取得しました

令和6年3月6日、西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業及び上井草駅の北口駅前広場計画等について、東京都・杉並区がそれぞれ事業認可※を取得しました。事業認可されると、以下のような制限・権利が発生します。

※都市計画事業として都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、国土交通大臣や都道府県知事といった認可権者より十分な公益性や必要性が認められたため、本格的に事業に取り組むことが可能となる法的手続きのこと。事業認可の詳細は裏面をご覧ください。

### 事業認可されると、どんな制限・権利が発生するの？

#### 1 建築等の制限（都市計画法第65条）

- 事業地内において、土地の形質の変更、建築物の建築や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置などを行うには、杉並区長の許可が必要となります。原則として事業の支障となるおそれのある行為は許可されません。

内容については、区公式ホームページ（右記二次元コード）に掲載しています。  
 トップページ > 暮らしのガイド > 住まい > 家を建てる時  
 > 都市計画法第65条許可申請について



#### 2 土地建物等の届け出（都市計画法第67条）

- 事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする方は、その土地建物等の予定対価の額や買主などの事項を書面で杉並区に届出なければなりません。届出があった後、30日以内は、当該土地建物等を譲り渡すことはできません。杉並区においても買取りのご相談をさせていただきます。

内容については、区公式ホームページ（右記二次元コード）に掲載しています。  
 トップページ > 暮らしのガイド > まちづくり > まちづくり > 上井草駅周辺まちづくり



#### 事業の流れ

令和3年11月

都市計画決定

令和6年3月（現在）

事業認可の取得

用地補償の説明

物件調査・補償費算定

用地折衝

工事の説明

工事着手

事業完了

事業地内で、建築や土地の形質の変更時及び土地、建物を売買する時は、まずは右記「お問い合わせ先」に相談してね。

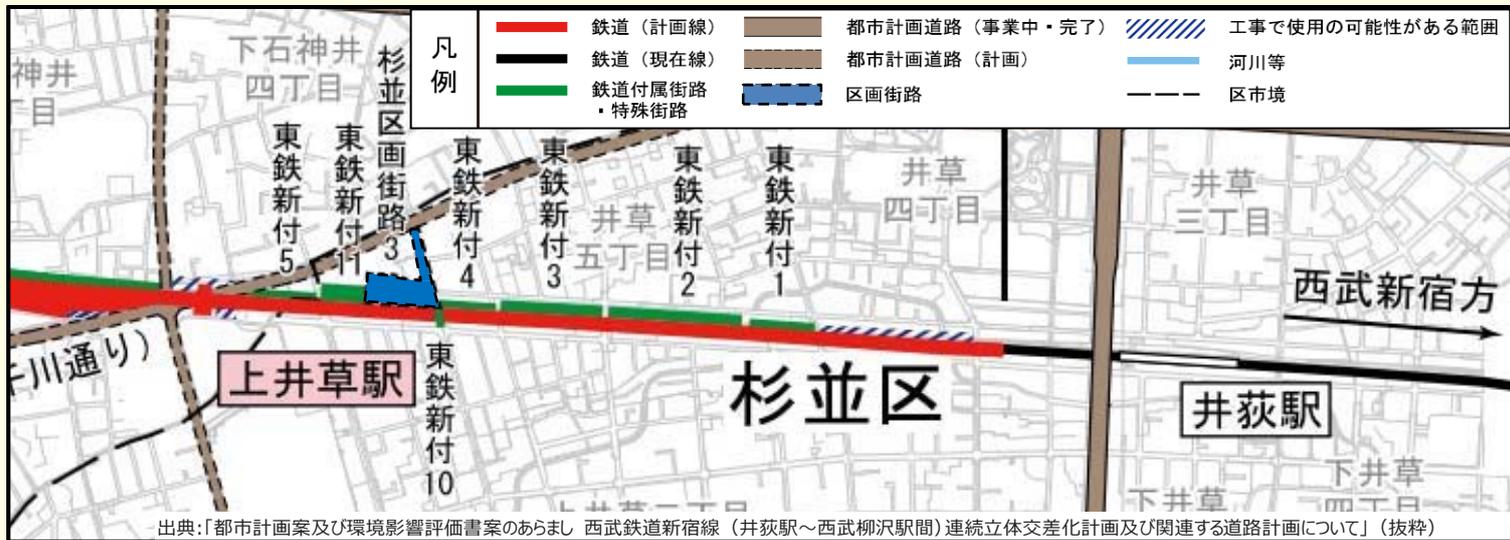


お問い合わせ

杉並区都市整備部市街地整備課鉄道立体係  
 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
 電話03-3312-2111(内線3386)

## ◇ 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業等

井荻駅から西武柳沢駅間において、鉄道の高架化により、19か所（杉並区内4か所）の踏切が除却され、踏切での交通渋滞の解消、道路と鉄道それぞれの安全性の向上が図られます。



## ◇ 上井草駅北口の駅前広場計画等

上井草駅の北側に駅前広場を整備し、バス・タクシー乗降場を集約します。また、駅に接続するバス通りを拡幅し、安全な歩行者・自転車空間を形成していく予定です。



## ◇ 事業期間等について

事業主体	事業名	事業期間
東京都	西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業	令和6年3月6日～令和20年3月31日
	東鉄新付第1～4号線	令和6年3月6日～令和22年3月31日
杉並区	杉並区画街路第3号線	
	東鉄新付第10～11号線	

## ◇ 資料について

区公式ホームページ（下記二次元コード）に掲載しています。  
 トップページ > 暮らしのガイド > まちづくり > まちづくり > 上井草駅周辺まちづくり

